

政令第三百三十一号

地方財政法施行令及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第五条の三第四項第一号及び第五条の四第一項第一号並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成十九年法律第九十四号）第二条第五号及び第六号並びに第十一条ただし書の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方財政法施行令の一部改正）

第一条 地方財政法施行令（昭和二十三年政令第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

附則第九条第一項を削り、同条第二項を同条第一項とし、同条第三項中「並びに法」を「並びに地方交付税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二号）第三条の規定による改正前の法」に改め、同項を同条第二項とし、同条に次の一項を加える。

3 令和五年度から令和七年度までの各年度における第十三条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条第一号イ中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに法第三十三条の五の二第一項の規定により起こすことができるとされた地方債（次号から第五号までに

において「臨時財政対策債」という。）の額」と、同条第二号中「及び特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額及び臨時財政対策債の額」と、同条第三号から第五号までの規定中「並びに特定収入見込額」とあるのは、「特定収入見込額並びに臨時財政対策債の額」とする。

附則第十条を削り、附則第十一条を附則第十条とし、附則第十二条を附則第十一条とし、附則第十三条を附則第十二条とする。

附則第十四条の見出し中「令和三年度及び」を削り、同条中「令和三年度及び」を削り、「附則第九条第三項及び第十二条」を「附則第九条第二項及び第十一条」に改め、同条を附則第十三条とする。

附則第十五条中「附則第九条第三項及び第十三条」を「附則第九条第二項及び第十二条」に改め、同条を附則第十四条とし、同条の次に次の一条を加える。

（令和六年度から令和八年度までの各年度における赤字により起債許可団体となる額の特例）

第十五条 令和六年度から令和八年度までの各年度における第二十二条の規定による額の算定に係る同条の規定の適用については、同条中「第十三条各号」とあるのは、「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた第十三条各号」とする。

附則第十六条の見出し中「令和六年度」を「令和九年度」に改め、同条中「令和六年度」を「令和九年度」に、「附則第十三条」を「附則第十二条」に改める。

(地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令の一部改正)

第二条 地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令(平成十九年政令第三百九十七号)の一部を次のように改正する。

附則第四条を削る。

附則第五条中「附則第十五条」を「附則第十四条」に、「附則第九条第三項及び第十三条」を「附則第九条第二項及び第十二条」に、「附則第十三条」を「附則第十二条」に改め、同条を附則第四条とし、同条の次に次の一条を加える。

(令和六年度から令和八年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定の特例)

第五条 令和六年度から令和八年度までの各年度における早期健全化基準及び財政再生基準の算定に係る

第七条第一号及び第八条第一号の規定の適用については、第七条第一号ハ中「第二十二条」とあるのは

「附則第十五条の規定により読み替えられた同令第二十二条」と、第八条第一号イ(1)中「第十三条第一

号イ」とあるのは「附則第九条第三項及び第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号イ」と、同号イ(2)中「第十三条第一号ロ」とあるのは「附則第十二条の規定により読み替えられた同令第十三条第一号ロ」とする。

附則第六条の見出し中「令和六年度」を「令和九年度」に改め、同条中「令和六年度」を「令和九年度」に、「附則第十三条」を「附則第十二条」に改める。

附則第七条（見出しを含む。）中「令和二年度から令和四年度まで」を「令和五年度から令和七年度まで」に改める。

附 則

この政令は、令和五年四月一日から施行する。

理由

地方交付税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、標準財政規模の算定における臨時財政対策債の取扱い等について、所要の規定の整備を行う必要があるからである。